

伊賀市告示第 220 号

温泉施設の譲渡に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和 4 年 10 月 5 日

伊賀市長 岡 本 栄

温泉施設の譲渡に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 伊賀の国大山田温泉及び島ヶ原ふれあいの里（以下「温泉施設」という。）を有効利用し、地域の活性化に寄与する事業者が温泉施設を譲渡するに当たり、その譲渡先となる事業者（以下「事業者」という。）を公平かつ適正に選定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成 19 年伊賀市条例第 31 号）第 2 条及び伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成 25 年伊賀市告示第 176 号）第 7 条の規定に基づき、温泉施設の譲渡に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、事業者の選定について、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 募集要項の確認に関する事務
- (2) 評価の基本方針の設定に関する事務
- (3) 事業計画書等の審査及び事業者の選定に関する事務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事務

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民自治協議会の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 経理に関する専門的知識を有する者
- (4) 伊賀市参与
- (5) 伊賀市地域連携部長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に該当する情報を除き、公開とする。

(委員会の開会方法の特例)

第7条 委員長は、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した会議を開くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報（市又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の排斥)

第9条 委員は、第2条に規定する所掌事務に関し、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、財務部資産経営課が行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月5日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。